

## 海外へ転出するとき

### 【出国の前に】

1. 豊中市役所市民課または新千里出張所（コラボ内）、庄内出張所で住民異動の届出をしてください。その際、「退学通知書」が作成されますので、お受け取りください。  
（届出の受付は、出国予定日のおよそ2週間前からとなっています。）
2. 新田小学校で転出手続きをします。
  - \* 「退学通知書」を新田小学校へご提出ください。
  - \* 新田小学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行します。

### 【海外出国児童生徒用教科書給与について】

海外で学ぶ日本人小学生は、日本国内と同様に教科書を受け取ることができます。

海外出国のための教科書の給付を希望される方は、海外子女教育振興財団で教科書受給申請を行うことで、出国される児童に教科書を配布しています。海外には、現地到着当初に使用する教科書は用意されていませんので受給申請をしてください。給与対象者は海外に1年以上在留予定の児童（永住の場合は対象外）です。

公益財団法人 海外子女教育新興財団 関西分室

所在地：〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 毎日新聞ビル3階

電話番号：(06) 6344-4318

手続き方法は、ホームページ (<http://www.joes.or.jp/kyokasho/index.html>) をご覧ください。

## 海外から転入するとき

1. 豊中市役所市民課または新千里出張所（コラボ内）、庄内出張所で住民異動の手続きをしてください。「編入学通知書」が作成されますので、お受け取りください。
  - \* 届け出の際に必要な書類があります（個々のケースによって異なります）ので、豊中市役所市民課（Tel 06-6858-2201）にお問い合わせください。
  - \* 海外の学校で「在学証明書」・「教科用図書給与証明書」が交付されている場合は、それらの書類をご持参ください。
2. 新田小学校で編入学手続きをしてください。
  - \* 「編入学通知書」をご持参ください。
  - \* 海外の学校で「在学証明書」・「教科用図書給与証明書」・「指導要録写し等」が交付されている場合は、それらの書類もご持参ください。

### 【帰国教室】

豊中市教育委員会では、海外からの帰国児童生徒に対して、日本語や未学習教科等の学習、学校生活への適応促進のための帰国教室を開催しています。

詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/gakkou/foreign/index.html>